

# 須崎市で農業を始めようと 検討されている方へ

# 1 須崎市の農業について

須崎市の農業は、恵まれた気象条件を活かし、キュウリ、シシトウ等の収益性の 高い作物を園芸用ハウスで栽培する「施設栽培」が農業生産額の大半を占めており、 「園芸農業の産地」として発展してきました。

## 2 農業の担い手について

この「園芸農業の産地」を将来にわたって守ってゆくためには、農業の担い手となる人材を確保してゆくことが重要となっております。

そこで須崎市では、人材確保の取り組みの一環として、以下の要件を満たす方を 対象に、農業を開始するために必要な技術や情報の習得を目的とした研修等に対す る支援を行っています。

※別記「注意事項」も必ずご確認ください。

## 要件

- (1) 須崎市に定住される方
- (2)以下の作物の施設(ハウス)栽培での就農を想定している方(※注1)シシトウ、キュウリ、インゲン、ニラ、ピーマン
- (3) 慣行栽培での就農を想定されている方(※注2)
- (4) 当面の生活費及び農業生産に要する経費並びに園芸用ハウスの新規建設又は中古ハウスの修繕に必要な自己資金を用意できる方(※注3)
- (5) 将来発生する事態に対しては、全て自己責任で対応していただきます。 (※注4)
  - ※これらの要件に満たない場合、具体的な支援は実施できない場合があります。

## (参考) 主な作物の所得(就農5年目)の目安(1年間分)

〇シシトウ(15a、家族労力2人)※収穫には雇用が必要

収 量:10t (10aあたり6.7t)

販売額:1,000万円(キロ単価1,000円)

経 費:750万円(生産経費600万円+ハウス経費150万円)

所 得:250万円

〇キュウリ (25a、家族労力2人)

収 量:50t (10aあたり20t)

販売額:1,000万円(キロ単価200円)

経 費:700万円(生産経費500万円+ハウス経費200万円)

所 得:300万円

〇ニラ (30a、家族労力2.5人) ※出荷調整には雇用が必要

収 量:20t (10aあたり6.6t)

販売額:800万円(キロ単価400円)

経費:550万円(生産経費400万円+ハウス経費150万円)

所 得:250万円

※この数値は、農家の実績値などを参照に試算した目安であり、収量や 所得の確保などを保証するものではありません。

※収量・単価・生産経費は、その年の気候条件等により変動します。

※ハウス経費は、補助事業を活用した場合の自己負担額を、耐用年数で割った金額の目安です。



## 3 就農支援の主な内容

## (1)技術研修への支援

農業を開始するために必要な研修等を行うにあたり、研修内容の検討、指導農家の 選定、各種制度の活用への支援、就農に向けたアドバイス等を実施します。

なお、青年就農給付金(準備型)の受給を希望される場合は、以下の 要件についてもご了承いただくようにしております。(※注5)



これまでに農業の経験が全くない方は、高知県立 農業担い手育成センターなどで、農業とはどういう ものか、という体験や基礎知識を研修する「事前研 修」を受けていただきます。

その後に、改めて研修を実施するかどうかの相談をお受けします。(※注6)

須崎市外から移住されて間もない方の場合、 原則として須崎市での生活をある程度経験され た後に相談をお受けします。





研修受入先の人選は、須崎市地域農業再生協議会が 行います。受入先の指名希望はお受けできません。

また、研修開始1ヶ月程度はお試し期間とします。この間の状況を見極めたうえで、給付金事業の実施を検討します。 その他、国や県の定める事業要件を遵守していただきます。 青年就農給付金(準備型)等の受給を希望しない場合は、 事前研修の実施といった要件は特にありません。



## たとえば・・・

要件の多い青年就農給付金(準備型)は使わず、 身近な農家のもとで作業の手伝い(研修)を行いな がら技術を習得し、数年かけて中古ハウスを探して から就農する、といった方法も可能です。

(※注7)

# (2) ハウス・農地の紹介



研修後の就農に必要な園芸用ハウスについては、使用 可能な中古ハウスを中心に、研修期間中を通じて可能な 限り情報提供するように努めます。(※注8)

ただし、中古ハウスを確実に確保することについての 保証をすることはできませんので、あらかじめご了承願 います。

※中古ハウスの立地場所や貸借条件等が、必ずしも相談 者の要望に沿うものでない場合が多いためです。

# 4 その他

須崎市の農業や研修、その他この資料に関するお問い合わせは、須崎市地域農業再生協議会までご連絡ください。日程調整のうえ、関係機関との面談等を通じて対応いたします。

#### お問い合わせ

須崎市地域農業再生協議会事務局 (須崎市農林水産課内)

785-8601 高知県須崎市山手町1番7号

電話:0889-42-3591

# 注意事項(※必ずご確認ください)

#### (注1)

- ・これらの作物は、須崎市を管内とする「JA土佐くろしお」と「高知県須崎農業振興センター」が栽培指導等の支援を実施できる作物です。ただし、これらの作物であっても、 研修等の要望に応えられない場合もあります。
- ・就農時の栽培作物について、協議会(行政機関、関係機関、農協、農家代表等で構成する領崎市地域農業再生協議会。以下同じ。)から指定することはしません。どの作物を栽培するのかは、最終的にご自身で判断してください。

#### (注2)

・研修の相談対応は、慣行栽培のみお受けしております。有機栽培や無農薬栽培等の研修 には対応しておりませんので、あらかじめご了承願います。

#### (注3)

- ・農業経営を開始するには、生活費とは別に、栽培に必要な資材の購入等の生産経費が発生しますので、この準備が必要です。
- ・園芸用ハウスの整備について、投資額が少なくて済む中古ハウスで対応できるよう情報 収集に努めますが、必ずしも要望に沿える物件が確保できるとは限りません。その場合、 自己資金(借入を含む)を用いて園芸用ハウスを新設することも選択肢の一つとして検 討することが必要となりますので、この準備も必要です。

#### (注4)

- ・「農業を開始する」とは、自分で「農業」という事業を「起業」することです。農業は栽培管理だけでなく、経営管理から地域の人との調整まで、対応すべき案件は多岐にわたります。対応に苦慮したり、想定外の事故により損害を受けるといったリスクも常にあります。これら全ての案件に対し、最終的には全て自己責任において判断して行動し、その結果も背負う必要があります。
- ・また、協議会も支援は行いますが、あくまでも「応援団」としての対応しかできません。実際にご自身が事業として行った結果について、協議会では一切責任を負うことはできませんので、あらかじめご了承ください。

#### (注5)

・青年就農給付金準備型の受給を受けると、研修終了後一年以内に必ず独立・自営就 農または雇用就農することが求められ、これが達成できない場合は、給付金を全額 返還していただくこととなります。そのため、このような金銭負担が将来発生しな いよう、事業実施にあたっては慎重な対応をしていますので、ご理解願います。

#### (注6)

- ・この事前研修に要する経費は自己負担となります。また、この研修期間中の青年就 農給付金準備型の支給は行いません。
  - ・県立農業担い手育成センターでの長期研修の場合、受講料と寮での生活費等で月 5万円程度必要です。

#### (注7)

- ・受入先の農家について、必要であれば紹介は行います。ただし、研修の内容や研修中の処遇など詳細については、ご自身の責任において受入先の農家と協議のうえ実施してください。
- ・協議会は、この研修中に生じる一切の案件に対する責任は負いませんので、あら かじめご了承願います。

#### (注8)

- ・要望に沿った中古ハウスが見つかった場合、そのハウス及び農地の所有者を紹介 します。ただし、農地やハウス等の貸借に関する条件については、ご自身の責任 において持ち主と協議のうえ、必要な手続きを行っていただきます。
- ・中古ハウスが確保できなかった場合、補助事業を活用したハウス新設の相談もお 受けします。ただし、資産所有状況等によってはご要望に応じられない場合もあ ります。